

# 令和5年度実施横浜市公立学校長採用候補者特別選考募集要項

申込期間：令和5年8月18日（金）～9月22日（金）当日消印有効

横浜の教育は、かつてない変革の時期を迎えています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、それにともない実現した GIGA スクール構想をはじめとした数々の変化を、私たちはこの2～3年で共通の経験としてきました。

激動の時代の中で、私たちは“横浜教育ビジョン 2030”において、「自ら学び 社会とつながりともに未来を創る人」の育成をしていくことを目指していますが、そのためにも、多様な人材の経験やスキル、活躍を必要としています。

そこで、これまでのキャリアで培った専門性を生かしたリーダーシップを発揮することで教職員の意欲を引き出し、柔軟な発想や企画力等によって、より魅力ある学校づくりを進めることを期待し、横浜市公立学校長を募集します。

## 1 募集内容

### 横浜市公立学校長

※校長代理として採用する場合があります。

※配属校種は、合格者の意向や適性、経験・能力等を総合的に判断して決定します。

#### <求める人材>

次の(1)～(4)を兼ね備えている方を募集します。

- (1) 公立学校の使命を自覚し、「横浜市 教員のキャリアステージにおける人材育成指標<管理職版>」(※1)に掲げる資質・能力を有しており、子どもの将来を担う覚悟のある方
- (2) これまでのキャリアで培った組織マネジメントの経験や専門性を生かしたリーダーシップを発揮することで、教職員の意欲を引き出し、意識改革や人材育成を担える方
- (3) 横浜が推進する教育(※2)のために、柔軟な発想や企画力で公立学校の魅力を高める学校経営ビジョンを打ち出し、実行できる方
- (4) 危機管理意識をもち、困難に真摯に向き合い変化に適応できる学校経営を推進できる方

(※1)「横浜市 教員のキャリアステージにおける人材育成指標<管理職版>」については、こちらを参照してください。

URL：<https://www.edu.city.yokohama.jp/tr/ky/k-center/>

(※2)横浜が推進する教育については、こちらを参照してください。

- (1) 横浜教育ビジョン 2030

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/plan/vision/vision.html>

- (2) 第4期横浜市教育振興基本計画

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/plan/kyoikuplan/4th-kyoikuplan.html>

- (3) 横浜市における GIGA スクール構想

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/plan/giga.html>

## 2 募集人数

### 若干名

※選考の結果、合格者がいない場合もあります。

### 3 応募資格

次の各項の要件を全て満たす方

- (1) 日本国籍を有する方
- (2) 昭和40年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた方
- (3) 管理職として3年以上の組織又は経営マネジメント経験を有し、実績を上げた方
- (4) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に定める欠格事項のいずれにも該当しない方
- (5) 令和5年4月1日時点で、国公立学校（小・中・義務教育・特別支援・高等学校）の正規教職員（教育委員会事務局の指導主事を含む）でない方

※資格として、教員免許の有無は問いません。

### 4 応募書類及び記入要領

応募書類は次の(1)～(5)があります。

- ・ 様式が指定されているものは所定の様式を使用してください。
- ・ 応募書類に不備がある場合は選考いたしません。また、提出された書類については、理由のいかんを問わず返却いたしません。

※申込書等の記載内容が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消すことがあります。

#### 【応募書類】

- (1) 申込書（様式1）
- (2) 職務経歴書（様式2）
- (3) 自己PR書（様式3）
- (4) 課題論文（様式4）
- (5) 返信用封筒2通

#### 【記入要領】

##### ◆共通◆

- ア 用紙のサイズはA4判(縦)とします。必ず所定の様式を使用してください。
- イ 自筆・パソコン等いずれで作成しても結構です。自筆の場合は、黒のインクまたは黒ボールペンを使用し、楷書で記入してください。（消えるボールペンは使用不可）
- ウ ※欄には何も記入しないでください。

#### (1) 申込書（様式1） ※両面印刷

- ア 写真は縦4cm×横3cm、上半身無帽、正面向きで3か月以内に撮影したものを使用してください。（白黒・カラー問わず）
- イ 写真の裏面には氏名、生年月日を記入し糊付けしてください。
- ウ 様式は両面です。裏面も忘れずに作成してください。
- エ 必ず自署で署名してください。

#### (2) 職務経歴書（様式2）

- ア 管理職として3年以上の組織又は経営マネジメント経験にあたる経歴について記入してください。複数の企業等での経験がある場合は企業等ごとに作成してください。
- イ 「職務内容・主な実績」欄の記入方法は任意です。
- ウ 記入事項がない場合は、該当欄に「なし」と記入してください。
- エ 「職務内容・主な実績」欄が不足する場合は様式を複写するか、行を挿入してください。

オ 最終合格者の方には、職歴証明書等を提出していただきます。職歴証明書等の提出ができない場合や、申込書・職務経歴書等の応募書類の記載内容に誤りがあった場合は、合格を取り消すことがあります。

(3) 自己PR書(様式3)

ア 「職務上の主な成果・実績」「これまで培った経験・能力を生かし、横浜の教育にどう貢献していくか」を含め、御自身のアピールポイントについて記入してください。

イ パソコン等で作成する場合は、文字の大きさを11ポイントとしてください。

ウ 欄が足りない場合は、様式を複写し添付してください。ただし、最大で2枚までとします。

(4) 課題論文(様式4)

[課題及び作成要領]

別紙(様式4)を参照してください。

(5) 返信用封筒 2通

角型2号封筒(縦332mm×横240mm)に、120円切手を貼り、返信先住所、氏名を記入したものを2通同封してください。

※この返信用封筒は、応募受付通知及び一次選考結果通知に使用します。

## 5 選考方法

(1) 一次選考(書類選考)

(2) 二次選考(面接) **※実施予定日:10月下旬頃**

(詳細は応募者に応募受付通知とあわせてお知らせします。)

(3) 三次選考(面接等) **※実施予定日:11月下旬頃**

(詳細は二次選考受験者にお知らせします。)

## 6 選考結果について

(1) 一次選考結果 : 10月中旬以降発表予定

(2) 二次選考結果 : 11月中旬以降発表予定

(3) 三次選考結果 : 12月下旬以降最終合格発表予定

## 7 採用予定時期等

(1) 最終合格者は原則として令和6年4月1日付で横浜市公立学校副校長(※)として採用します。副校長として研修等を実施したのち、令和7年4月1日付で横浜市公立学校長又は校長代理として発令します。ただし、採用するにふさわしくない行為等があった場合は、採用候補者としての資格を失います。

(2) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までは、校長として必要な知識等を身に付けるため、学校現場等における研修等を実施します。また、副校長としての業務も行います。

(3) 校長として採用後、人事異動等により教育委員会事務局勤務になる場合もあります。

※横浜市公立学校では、教頭を「副校長」と呼びます。

※採用後は、地方公務員法等が適用されるため、営利企業等への従事は原則認められません。採用期日の前日までに退職、役員退任等の手続を完了していただく必要があります。

## 8 給与等

- (1) 給与は、「横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 15 号）」を適用し、前歴等を基に決定します。その他、扶養手当、通勤手当、期末手当・勤勉手当等を支給要件に応じて支給します。

満 45 歳の場合・・・副校長：月額 47 万円程度

校 長：月額 54 万円程度

(※上記の金額は、令和 5 年 2 月時点の給与制度に基づき、大学卒業後、民間企業等で勤務し、令和 6 年 4 月 1 日に副校長として採用され、令和 7 年 4 月 1 日に校長として採用された場合の概算金額（給料月額、管理職手当、地域手当、義務教育等教員特別手当の計）です。学歴・職歴、採用校種等により、変動する場合があります。)

- (2) 本募集職を含む管理職の定年退職については、「横浜市一般職職員の定年等に関する条例（昭和 58 年条例第 6 号）」を適用し、60 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日とします。

なお、定年引上げに伴う 60 歳以上の管理職（定年前）は「特例任用」として、定年後から 65 歳までの管理職は「暫定再任用」として、それぞれ毎年度選考により決定します。

また、60 歳以上の給与制度等の勤務条件は、前述のものとは異なります。

条例の改正等が行われた場合は、その定めるところによります。

## 9 勤務時間及び休暇等

- (1) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前 8 時から午後 4 時 30 分（休憩時間 45 分）です。配属校によって、勤務時間・休憩時間は前後します。

- (2) 休暇等

年次有給休暇（年間 20 日付与）のほか、夏季休暇・病気休暇・結婚休暇・出生支援休暇・出産休暇・介護休暇などの休暇制度があります。また、育児休業制度、育児短時間勤務制度等もあります。

- (3) 受動喫煙防止対策等

健康増進法の改正に伴い、横浜市立学校は敷地内禁煙です。また、勤務時間中（休憩時間を除く。）は禁煙です。

## 10 応募方法

- (1) 申込書等、応募書類については、横浜市教育委員会のホームページからダウンロードしてください。

〔URL〕 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/bosyusaiyou/seiki/>

※ダウンロードできない場合は、横浜市教育委員会事務局教職員人事課でも配布しています。

場所：横浜市中区本町 6-50-10 横浜市役所 14 階

こちらのページから目的部署に行くまでのフローを御確認いただき、14 階受付に備え付けの電話で、担当者呼び出してください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/shichosha/iten.html>

（みなとみらい線「馬車道駅」1C 出入口直結、JR・市営地下鉄 桜木町駅から徒歩 3 分）

※申込書等の郵送を希望する場合は、封筒の表に「令和 5 年度実施 横浜市公立学校長特別選考申込書請求」と朱書きし、裏に住所・氏名を記入し、140 円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型 2 号）を同封のうえ、下記の宛先まで請求してください。

- (2) 角型 2 号封筒（縦 332mm×横 240mm）に応募書類を入れて郵送してください。郵便事故防止のため、必ず簡易書留扱いで、国内から郵送してください。国外からの郵送や普通郵便での郵送による郵便事故等で、横浜市教育委員会事務局に応募書類が届かなかった場合は受験できません。応募書類が届いているかどうかの問い合わせには回答できませんので、受領証にて御自身で御確認ください。

- (3) 必ず封筒の表に「令和5年度実施 横浜市公立学校長特別選考申込書」と朱書きし、封筒の裏には、差出人の住所・氏名を明記してください。

<宛先（申込書請求・応募書類提出先）>

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10  
横浜市教育委員会事務局教職員人事課任用係  
TEL : 045-671-3246 FAX : 045-681-1413

## 11 申込期間

令和5年8月18日（金）～令和5年9月22日（金） ※令和5年9月22日（金）当日消印有効

※持込不可。簡易書留による郵送のみの受付とします。

## 12 その他

- ・ 提出された書類は一切返却いたしません。
- ・ 電話等による可否のお問い合わせにはお答えできません。
- ・ 応募申込み後、令和5年10月4日（水）になっても応募受付通知が届かない場合は、下記問合せ先まで御連絡ください。
- ・ 最終合格者の方には、職歴証明書等を提出していただきます。職歴証明書等の提出ができない場合や、申込書・職務経歴書等の応募書類の記載内容に誤りがあった場合は、合格を取り消すことがあります。
- ・ 採用にあたり、健康診断(自費)を受診し、所定の診断票を提出していただきます。
- ・ に応じて、試験の実施を変更又は中止させていただくことがあります。

【問合せ先】

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10  
横浜市教育委員会事務局教職員人事課任用係  
E-mail : ky-kyosyokujinji@city.yokohama.jp  
TEL : 045-671-3246 FAX : 045-681-1413

【参考】地方公務員法第 16 条及び学校教育法第 9 条に定める欠格事項

## 地方公務員法

---

(欠格条項)

### 第十六条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 学校教育法

---

(校長・教員の欠格事由)

### 第九条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者